社会福祉法人プレイズザロード定款

（2008年4月1日制定）
最終改正　2026年5月29日

第1章　総則

（目的）

第1条　この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業

保育所の経営
一時預かり事業の経営
病児保育事業の経営
障害児通所支援事業の経営
特定相談支援事業の経営
障害児相談支援事業の経営

（名称）

第2条　この法人は、社会福祉法人プレイズザロードという。

（経営の原則）

第3条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条　この法人の事務所を岩手県滝沢市に置く。

第2章　評議員

（評議員の定数）

第5条　この法人に評議員7名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2　評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第7条　評議員は、この法人の役員又は職員を兼ねることができない。

2　評議員には、各評議員又は各役員の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第8条　評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度の最終の定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（評議員の報酬等）

第9条　評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

2　前項に関し必要な事項は、評議員会の決議によって定める。

第3章　評議員会

（構成）

第10条　この法人の決議は、評議員をもって構成する評議員会において行う。

2　評議員会は、理事長が招集する。

3　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

4　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

5　評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

6　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

7　前項の規定にかかわらず、監事の解任及び定款の変更その他法令で定められた事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の同意がなければならない。

8　第6項及び第7項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、決議があったものとみなす。

9　議長及び評議員会において選任した評議員2名は、議事録を作成し、これに署名しなければならない。

第4章　役員及び職員

（役員の定数）

第11条　この法人には、次の役員を置く。

(1)　理事　6名

(2)　監事　2名

2　理事のうち1名は、理事会の決議により、理事長となる。

3　理事長は、この法人を代表する。

4　役員には、各役員の親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（役員の選任）

第12条　役員は、評議員会の決議によって選任する。

2　監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

（役員の任期）

第13条　役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度の最終の定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の報酬等）

第14条　役員の報酬は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

2　前項に関し必要な事項は、評議員会の決議によって定める。

（監事による監査）

第15条　監事は、理事の職務執行及び法人の財産の状況を調査することができる

2　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会並びに滝沢市長に報告する。

（職員）

第16条　この法人に、職員を置く。

2　この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3　施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章　理事会

（構成）

第17条　この法人の業務の決定は、理事をもって構成する理事会において行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2　理事会は、理事長が招集する。

3　理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

4　理事長が事故等により欠けたときは、理事会を開催し、新たな理事長を選定する。

5　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

6　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7　前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、決議があったものとみなす。

8　理事長及び監事は、議事録を作成し、これに署名しなければならない。

第6章　資産及び会計

（資産の区分）

第18条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2　基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1)　岩手県滝沢市葉の木沢山373番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建ハレルヤ保育園園舎1棟(1階684.42平方メートル、2階87.66平方メートル)

(2)　岩手県滝沢市葉の木沢山362番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建ギフト建物1棟(1階152.28平方メートル、2階129.78平方メートル)

3　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第19条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、滝沢市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、滝沢市長の承認は必要としない。

(1)　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2)　独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

（資産の管理）

第20条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（予算）

第21条　この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

（決算）

第22条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後理事長が作成し、監事の監査を受けてから、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

2　前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

3　会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第23条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第24条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第25条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章　解散及び合併

（解散）

第26条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第27条　解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合併）

第28条　合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、滝沢市長の認可を受けなければならない。

第8章　定款の変更

（定款の変更）

第29条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、滝沢市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を滝沢市長に届け出なければならない。

第9章　公告の方法その他

（公告の方法）

第30条　この法人の公告は、社会福祉法人プレイズザロードの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

（施行細則）

第31条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 [redacted]　理　事 [redacted]　理　事 [redacted]　理　事 [redacted]

理　事 [redacted]　理　事 [redacted]　監　事 [redacted]　監　事 [redacted]

附　則(2014年2月21日制定)

この定款は、滝沢市長の認可のあった日(2014年4月16日)から施行し、同年1月1日から適用する。

附　則(2016年5月20日制定)

この定款は、滝沢市長の認可のあった日(2016年6月15日)から施行し、同年4月1日から適用する。

附　則(2016年11月18日制定)

1　この定款は、2017年4月1日から施行する。

2　(略)

附　則(2017年8月21日制定)

1　この定款は、滝沢市長の認可のあった日(2017年10月18日)から施行する。

2　(略)

附　則(2018年11月16日制定)

この定款は、滝沢市長の認可のあった日(2019年2月7日)から施行し、2018年4月1日から適用する。

附　則(2021年11月17日制定)

この定款は、滝沢市長の認可のあった日(2022年8月5日)から施行する。

附　則(2024年2月21日制定)

この定款は、滝沢市長の認可のあった日(2024年9月6日)から施行する。

附　則(2026年5月29日制定)

この定款は、滝沢市長の認可のあった日(2026年7月23日)から施行し、2026年2月6日から適用する。